

【医療】訪問看護サービス
利用契約書及び重要事項説明書

あまてらす訪問看護事業所おおあそ

利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と、あまてらす訪問看護事業所おあそ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し医療保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活が営む事ができるように、療養生活を支援し心身の機能維持回復を図るため、訪問看護サービスを提供します。

第2条（契約期間）

この契約期間は主治医の訪問看護指示書の指示期間から始まり、指示期間の終了までとします。

第3条（主治医・居宅介護支援事業者との関係）

事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、主治医より指示書を受けるものとし、また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第4条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1、事業者は、主治医の指示に基づき、利用者の日常生活の状況及び希望を踏まえて「訪問看護計画」を作成します。事業者はこの「訪問看護計画」を作成した場合、利用者に説明します。
- 2、事業者は、利用者がサービス内容や提供方法等の変更を希望する場合は、速やかに「訪問看護計画」の変更等の対応を行います。

第5条（訪問看護サービスの内容）

- 1、本契約において「訪問看護師」とは、所定の研修を受けた上で訪問看護サービス事業に従事し、病状の観察、清拭・洗髪、床ずれの予防と処置、医師の指示による診療の補助業務、リハビリテーション、食事(栄養)の指導管理、排泄の介助・管理、ターミナルケア、カテーテル等の管理、ご家族等への介護支援・相談などを行う看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の専門職員をいうものとします。
- 2、事業者は、主治医より指示を文書で受け、利用者と定めた訪問看護計画書に沿ってサービスを行います。
- 3、事業者は、契約者の居宅に訪問看護師等を派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質を重視した在宅療養生活が続けられるように支援します。

第6条（サービスの記録）

- 1、事業所は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録し保管いたします。尚、この契約終了後、5年間保管いたします。
- 2、利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3、利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を、原則受けることができます。ただし、交付において、「複写物依頼書」を記載いただき、複写物作成の実費をいただきます。

第7条（費用・費用の変更）

- 1、利用者は、重要事項説明書に記載する費用に基づき、算定された月ごとの合計金額を事業者を支払います。尚、利用料は関係法令に基づき定められているため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用するものとします。
- 2、事業者は、当月料金を明細とし請求書を作成し、翌月15日までに利用者へ発行します。また、利用者は当月料金を、翌月末までに事業所の指定する方法で支払います。
- 3、利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話・必要な衛生材料などにかかる実費は、利用者の負担とします。
- 4、利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を2か月以上滞納した場合には、事業所は30日以上期間を定めて、期限までに利用料を支払わない場合には、契約解除の旨の催告をすることができます。
- 5、利用者がサービスの変更を希望する場合、それに伴う料金の変更について事業者は事

前に説明を行い、利用者の同意を得ます。

第8条（契約の終了）

- 1、利用者は事業者に対して7日の予告期間において、解約の意志を通知することにより、解約することができます。ただし、利用者の病変・急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、予告期間の7日間以内の通知でもこの解約ができます。
- 2、事業者は、人員不足などやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3、次の事項に該当した場合は、事業者は直ちに契約を解約することができます。
 - 1 利用者のサービス料金の支払いが2か月以上延滞し、料金を支払うように催促したにも関わらず、7日以内に支払われない場合。
 - 2 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の従事者に対して、この契約を継続しがたい程の迷惑行為・背信行為を行った場合。
- 4、次の事項に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 3 利用者が長期にわたり医療施設等に入院した場合
 - 4 利用者が死亡した場合。

第9条（訪問看護師の変更）

- 1、利用者は、選任された看護師の変更を希望する場合は、当該訪問看護師が業務上不適切と思われる事情、若しくは交代を希望する理由を明らかにし、事業者に対して選任された訪問看護師の交替を申し入れることができます。
- 2、事業者は訪問看護師の交替によって、利用者およびその家族に対し、訪問看護のサービスを利用する上で、不利益が生じないように十分に配慮します。
- 3、事業者は、選任された訪問看護師が、体調不良などの理由により訪問できない場合には、代替の訪問看護師を人選し利用者のサービスに支障がないよう努めます。

第10条（サービスの中止）

- 1、利用者は、事業者に対して、サービス実施時の前営業日17時までに通知を行った場合、料金を負担すること無く、サービスの利用を中止することができます。
- 2、前1項の通知がなかった場合、利用予定サービスの保険請求の1割分を請求いたします。尚、請求分は他の料金と併せて請求します。

第11条（秘密保持）

- 1、事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者には漏らしません。その守秘義務は契約終了後も継続されます。
- 2、事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報や、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第12条（緊急時の対応）

事業者は訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急な変化が生じた場合には、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

第13条（損害賠償）

事業者は利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、事業者の帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。

第14条（協力義務）

利用者は、事業者が訪問看護サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は利用者からの苦情・相談などに対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の苦情・要望に対し、迅速かつ誠実に対応しサービスの向上・改善に努めます。

第16条（代理人）

利用者は自らの判断による本契約の定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

第17条（裁判管轄）

利用者及び事業者は、本契約に関してやむをえず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

第18条（身分証明の携行）

事業者は、サービス看護師等に常に身分証を身分携行し、初回訪問時またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第19条（契約外事項）

本契約の定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第20条（社会情勢及び天災時の対応）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調節をさせて頂く場合があります。
2. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償を乙は負わないものとします。

第21条（虐待防止に関する事項）

- 1 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発を防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) ステーションにおける虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問看護職員等に周知徹底を図ります。
 - (2) ステーションにおける虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) ステーションにおいて看護師等に対して、虐待防止のための研修を定期的実施します。

第22条（身体的拘束等の禁止）

- 1 ステーションは、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこととします。
- 2 ステーションは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録することとします。

第23条（業務継続計画の策定等）

- 1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとします。
- 2 ステーションは従業員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとします。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

上記の契約を証するため、本書2部を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、各1部ずつ保管するものとします。

契約日 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

利用者代理人

住所 _____

氏名 _____ ⑩

本人との関係 (_____)

電話番号 _____

事業所

住所	熊本県阿蘇市小里 2 5 7 - 1
事業者 (法人) 名	一般社団法人慈徳会
事業所名	あまてらす訪問看護事業所おおあそ
事業者番号	4 3 6 1 4 9 0 0 3 2
管理者	坂口 由紀

重要事項説明書

- 1、 (1)事業所名 : あまてらす訪問看護事業所おおそ
 (2)所在地 : 熊本県阿蘇市小里257-1
 (3)管理者 : 坂口 由紀
 (4)連絡先 : 電話 050-3631-1004
 : FAX 050-3145-9430
 (5)サービス種類 : 訪問看護
 (6)介護保険指定番号: 4361490032
 (7)サービス提供地域: 阿蘇郡市 熊本市 合志市 菊池郡
 (*上記地域以外の方は御相談下さい。)
 (8)職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	正看護師	1名	0名	1名
看護師	正看護師	1名	0名	1名
	准看護師	1名	1名	2名
理学療法士		0名	0名	0名
作業療法士		0名	0名	0名
言語療法士		0名	0名	0名

(9)営業時間

平日	8:30～17:30
夜間・土・日・祭日	随時オンコール対応 電話 050-3631-1004
定休日	8月15日・12月30日～1月2日

(上記電話番号は、営業時間外の緊急連絡先となります。)

2、事業の目的・運営方針

(1) 目的

事業者は、利用者に対し医療保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した生活が営む事ができるように、療養生活を支援し心身の機能維持回復を図るため、訪問看護サービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを行い、ご要望があれば24時間対応の相談に応じます。訪問看護のサービス実施にあたりサービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

3、訪問看護の提供方法・内容

(1) 提供方法

- 1 訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。
- 2 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
- 3 サービス提供を求められた場合は、被保険者資格、要介護認定等の有無、公費受給者証の有無を確認し、利用者が主治医（かかりつけの医師）に申し出て、主治医が訪問看護事業所に交付した訪問看護指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施します。
- 4 入院、入所等により1か月以上の利用を休止された場合、利用再開については当事

業所の状況により希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際はご相談し調整させていただきます。

- 理学療法士等の訪問は看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり、看護職員の代わりに専門領域の職員が訪問することです。理学療法士等と看護職員がケア目標を共有し、定期的な看護職員による訪問、評価を行います。

(2) 内容

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- 3 褥瘡の予防・処置
- 4 体位変換
- 5 リハビリテーション
- 6 カテーテル等の交換・管理
- 7 家族その他の介護者に対する指導
- 8 その他必要な事項等

(3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 その他利用者又は家族等対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4、利用料金（料金表は別紙）

(1) 御利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づいた範囲内とします。

(2) 医療保険外のサービスとなる場合には、全額自己負担になります。

(3) 利用者負担金のお支払いは、ご利用月の翌月15日頃までに請求書を発行いたします。

銀行振り込みは月末までをお願いいたします。

(4) 難病法に基づく医療費助成制度を受けられている利用者においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限管理票をご提示下さい。

<お振込先> ご利用者様のお名前でお支払いをお願いいたします。

楽天銀行 第四営業支店（254）

普通口座 7238535

口座名義 シヤ）ジトクカイ

(5) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の2日前までに連絡があった場合	無料
利用日の前日17時までに連絡があった場合	無料
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担分の10%

(6) 交通費

交通費は原則としていただいております。

訪問看護ご利用料金（医療保険）

- ・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合となります。
- ・健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。

後期高齢者(75歳以上)		1割・現役並み所得者の方は3割	
社会保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	1割、現役並み所得者の方は3割
		一般 (70歳未満)	3割（6歳未満は2割）

訪問看護基本療養費

		週3日目まで			週4日目以降		
		1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費 (Ⅰ)	看護師	555円	1,110円	1,665円	655円	1,310円	1,965円
	准看護師	505円	1,010円	1,515円	605円	1,210円	1,815円
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	1,285円 (月1回)	2,570円	3,855円	1,285円 (月1回)	2,570円	3,855円
基本療養費 (Ⅱ) 【施設への訪問】	看護師	278円	556円	834円	328円	656円	984円
	准看護師	253円	506円	759円	303円	606円	909円
	緩和ケア・褥瘡ケアに係る専門の看護師	1,285円 (月1回)	2,570円	3,855円	1,285円 (月1回)	2,570円	3,855円
基本療養費 (Ⅲ)	外泊中の訪問に対し算定	850円	1,700円	2,550円	850円	1,700円	2,550円

訪問看護管理療養費

		1割負担	2割負担	3割負担
月の初日		767円	1534円	2301円
2日目以降	1日につき	250円	500円	750円

加算料金

加算項目	条 件	1割負担	2割負担	3割負担
特別管理加算Ⅰ (1カ月に月)	悪性腫瘍・気管切開・気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用されている場合	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ (1カ月に月)	腹膜透析・血液透析・在宅酸素・自己導尿・持続腸圧呼吸法・経管栄養・自己疼痛管理または肺高血圧症・人工肛門または人工膀胱・真皮を超える熱傷・点滴注射週に3日以上行う必要がある方	250円	500円	750円
24時間対応体制加算	本人・ご家族から電話などで看護に対する意見を求められた場合に対応ができ必要に応じて緊急の訪問ができる場合	680円	1,360円	2,040円
緊急訪問看護加算 (1月につき14日まで)	緊急の訪問を行った場合	265円	530円	795円
緊急訪問看護加算 (1月につき15日以降)	緊急の訪問を行った場合	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	1回の訪問時間が90分を超えた場合	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問加算	複数の看護師等により訪問看護サービスを行った場合	看護師430円 看護補助者300円	看護師430円 看護補助者300円	看護師430円 看護補助者300円
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問した場合	450円	900円	1,350円
	1日3回以上訪問した場合	800円	1,600円	2,400円
乳幼児加算・幼児加算 (以下以外)	3歳未満、または3歳以上6歳未満の利用者	130円	260円	390円
乳幼児加算・幼児加算 (別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合)	3歳未満、または3歳以上6歳未満の利用者	180円	360円	540円
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18:00～22:00)・早朝(6:00～8:00)	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	深夜(22:00～6:00)	420円	840円	1,260円
退院時共同指導加算	病院・診療所または介護老人保健施設に入院・入所中の者が	800円	1,600円	2,400円

	退院または退所するにあたり、その主治医その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合			
特別管理指導加算	特別な管理が必要な方に対して退院時共同指導を行った場合	200円	400円	600円
退院時支援指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象者となる利用者に対して退院日に在宅での療養指導を行った場合	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報を共有し、その情報を踏まえて療養上の指導を行った場合	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算	利用者の状態の急変や診療方針の変更に伴う、医療機関の求めによる在宅でのカンファレンスに参加し、共同で利用者や家族に療養上の指導を行った場合	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの求めに応じて提出 ・入学時・転学时学校からの求めに応じて提出 ・入院・入所にあたり訪問看護に関わる情報を提供 	各150円	各300円	各450円
訪問看護ターミナル療養費	死亡日および死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	100円	150円

※加算料金につきましては、該当する場合のみいただきます。

高額療養費

・医療機関や薬局の窓口で支払った額（※）が、ひと月（月の始めから終わりまで）で上限額を超えた場合に、その超えた金額を申請により払戻されます。

自己負担限度額表（70歳以上の方）

- ・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合となります。
- ・ 限度額適用認定証の提示が要件です。

所得区分		外来 (外来のみ)	世帯単位 (外来＋入院)
		3割負担	現役並みⅢ ・課税所得※1 690万以上
現役並みⅡ ・課税所得※1 380万以上	167,400円 (総医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)		
現役並みⅠ ・課税所得※1 145万円以上	80,100円 (総医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)		
2割負担	一般	18,000円 [年間上限144,000円 ※2]	57,600円
	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 [年金収入80万円以下など]		15,000円
※3			

※1 課税所得は総所得額から各種税控除を差し引いた額です。

※2 年間のうち一般区分又は住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の合計額について、144,000円の上限を設ける。

※3 昭和19年4月1日以前生まれの方は1割負担です。（特例措置）

自己負担限度額表（70歳未満の方）

- ・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）×負担割合となります。
- ・ 限度額適用認定証の提示が要件です。

適用区分	所得金額 ※1	3回目まで	4回目以降
(ア)	901万超	252,600円 (総医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	140,100円
(イ)	600万超～901万円以下	167,400円 (総医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	93,000円
(ウ)	210万超～600万円以下	80,100円 (総医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	44,400円
(エ)	210万円以下	57,600円	44,400円

(オ)	住民税非課税	35,400円	24,600円
-----	--------	---------	---------

※1 「所得金額」は、同一世帯の全ての被保険者について、所得から基礎控除（33万円）を

差し引いた額の合計です。

◎介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

①多発性硬化症 ②重症筋無力症 ③スモン ④筋萎縮性側索硬化症 ⑤脊髄小脳変性症 ⑥ハンチントン病

⑦進行性筋ジストロフィー症 ⑧パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及び

パーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者

に限る）） ⑨多系統萎縮（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）

⑩プリオン病 ⑪亜急性硬化性全脳炎 ⑫後天性免疫不全症候群 ⑬頸髄損傷 ⑭人工呼吸器を使用している場合

2. 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3. 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

5. 苦情対応

等事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は事業所の苦情相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

苦情等相談窓口

1 あまてらす訪問看護事業所おおそ

担当者 坂口 由紀

営業日 月曜日から土曜日まで

営業時間 平日 8：30～17：30

日曜日・祝日は随時オンコール対応

電話 050-3631-1004

携帯 090-2581-8031

FAX 096-300-3164

2 各市役所・役場の介護保険窓口

3 公的団体窓口

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

熊本市東区健軍町2丁目4番10

電話 096-214-1101

FAX 096-214-1105

受付時間 8：30～17：00

6. その他留意事項

担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

上記相談担当者氏名：坂口 由紀

連絡先電話番号：050-3631-1004

(受付日時 月～金 8：30～17：30)

7. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービス提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあつた際には、

速やかに主治医に連絡し、しかるべき処置後、管理者及び主治医に報告します。また緊急連絡先に連絡いたします。

①主治医 病院名

主治医名

電話番号

②緊急連絡先 住所

氏名

本人との関係 ()

電話番号

③緊急時連絡先が御家族以外の場合

住所

氏名

本人との関係 ()

電話番号

④24時間対応体制加算について

本人・ご家族から電話などで看護に対する意見を求められた場合、必要に応じて緊急の訪問をいたします。(加算は別紙参照)

はい

いいえ

上記重要事項の説明を () より受け、十分に理解した上で訪問看護サービスの利用を同意します。

利用者署名 ()

ご利用者の個人情報の保護に関する同意書

私（利用者および家族）の個人情報について、下記の必要最小限の範囲でを使用することを同意します。

1、 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申込みおよびサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで第三者は個人情報の提供を必要とする場合、主治医の属する医療機関・連携医療機関・連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下の通り必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会の回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出など
- (4) 学生の實習または研修協力、学会誌などでの発表

2、 個人情報の保護

収集した私の個人情報は保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律および条例のもとに処分すること

利用者	住所	
	氏名	(印)
利用者代理人 (続き柄：	住所	
)	氏名	(印)
家族	住所	
	氏名	(印)